

平成26年

第2回市議会定例会 議案第24号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第1項および港湾法第58条第2項の規定により、公有水面埋立てに関し、函館港港湾管理者函館市代表者函館市長工藤壽樹から別紙のとおり意見を求められたが、これに同意したいので議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項

函 港 管

平成 26 年 5 月 29 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館港港湾管理者 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

公有水面埋立承認について

このことについて、函館港港湾区域内公有水面の埋立承認願書が下記のとおり提出され、承認できるものと判断しますので、公有水面埋立法第 42 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項および港湾法第 58 条第 2 項の規定によりあなたの意見を伺います。

なお、意見は本書到達の日から 60 日以内にご回答下さい。

記

1 出願の年月日

平成 26 年 4 月 21 日

2 出願人およびその住所ならびに代表者の氏名

出 願 人 国土交通省北海道開発局函館開発建設部

出願人の住所 函館市大川町 1 番 27 号

代表者の氏名 函館開発建設部長 渋谷 元

3 埋立区域

(1) 位置

函館市浅野町 6 番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線および①の地点と④の地点を結ぶ平成 26 年 3 月 13 日付け函建公管第 1459 号で竣功通知した埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点函館港（北緯 41 度 47 分 53 秒 1688，  
東経 140 度 42 分 55 秒 1129）から 140 度 32 分  
25 秒 485.00 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 152 度 49 分 52 秒 8.91 メートルの

## 地点

③の地点 ②の地点から240度55分14秒178.51メートルの地点

④の地点 ③の地点から330度53分00秒8.90メートルの地点

### (3) 面積

1,590.01平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位置

函館市浅野町6番の地内ならびに同地先公有水面

### (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点函館港（北緯41度47分53秒1688，東経140度42分55秒1129）から137度06分22秒491.27メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から152度50分12秒49.97メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から240度55分14秒19.97メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から152度50分12秒51.31メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から195度55分14秒40.66メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から240度55分14秒256.68メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から330度55分14秒129.97メートルの地点

### (3) 面積

37,851.86平方メートル

## 5 埋立地の用途

埠頭用地

## 6 設計の概要

### (1) 埋立地の地盤の高さ

区 域	地 盤 高
埠頭用地	C. D. L. +3. 00メートル～C. D. L. +3. 20メートル

(2) 護岸，堤防，岸壁その他これらに類する工作物の種類および構造

名 称		種類	構 造
先端護岸		護岸	(基礎工) 深層混合処理，捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 C. D. L. +3. 00メートル～+3. 08メートル
背後護岸	A 部	護岸	(基礎工) 深層混合処理，捨石 (本体工) ケーソン (上部工) コンクリート 〈天端高〉 C. D. L. +3. 00メートル
	B 部	護岸	(基礎工) 深層混合処理，捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 C. D. L. +3. 00メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

①埋立法

本埋立工事は，既埋立承認区域に接続して外周の護岸を造成するものであり，埋立土砂等の投入は伴わないため，本項については該当しないものである。

②埋立てに関する工事の施行順序

本埋立てに関する工事は，背後護岸，先端護岸の順に工事に着手して順次上部工まで施行して既埋立承認区域と接続させる。

また，これらの工事と並行して，工事に支障となる既設護岸の上部コンクリートおよび水叩きの一部を撤去し，陸上の地盤改良を施行する。

最後に舗装工を施行して，本埋立てに関する工事を竣功させる。

③埋立てに用いる土砂等の種類

該当事項なし

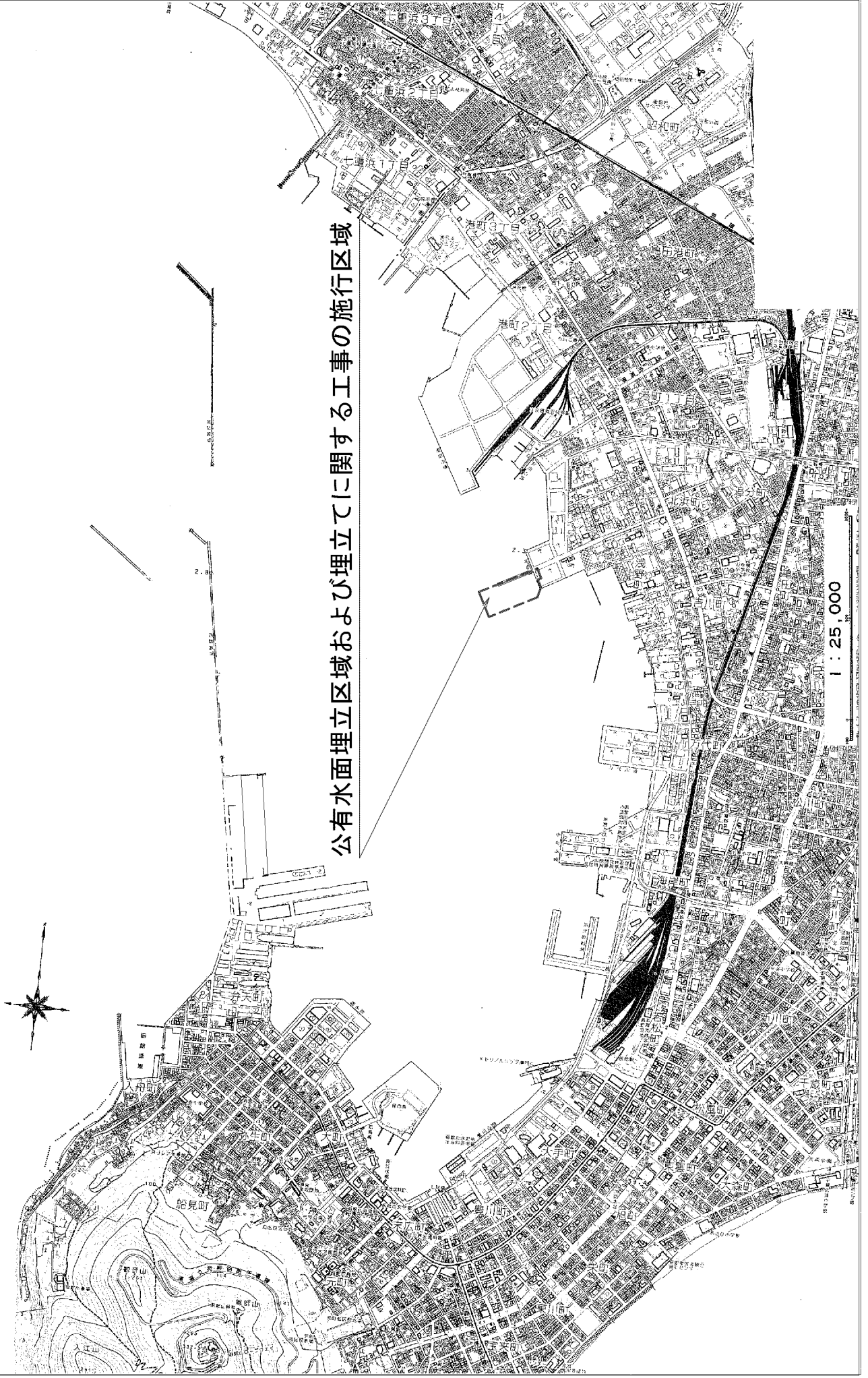
(4) 公共施設の配置および規模の概要

該当事項なし

7 埋立てに関する工事の施行に要する期間

1年6月

公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 位置図



# 公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 平面図

S = 1 : 2,500 (単位 : m)

